

栄養管理に係る規定

医療法人社団 大法会

遠江病院介護医療院

第1条 目的

本規定は、入所者の栄養状態に応じて、計画的に行うべきことを定めたものである。

第2条 適用範囲

本規定は、当施設における全ての入所者に適用する。

第3条 手順

- (1) 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成する。栄養ケア計画の作成に当たっては、施設サービス計画との整合性を図る。なお、栄養ケア計画に相当する内容を施設サービスケア計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に変えることができるものとする。
- (2) 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録する。
- (3) 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直す。

※栄養ケア・マネジメントの実務等については「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」を参考すること。

第4条 その他

- (1) 本規定は、必要に応じて見直すことができる。
- (2) 本規定に定めのない事項については、関係法令及び施設の規定による。

附則

この規定は、令和6年4月1日より施行する。